

No.116  
2018  
12/19



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



八地申第4号

乗務員勤務制度見直し及び

賃金制度の改正に関する説明申し入れ②

第8項目  
まで終了!

5. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、社員の規模を明らかにすること。

組合：企画部門社員が乗務の対象となるのは、19年ダイヤ改正以降に支社へ異動した方が対象か。

会社：その通り。

組合：全体の規模は、どのくらいになるのか。

会社：制度改正に伴った異動というわけではない。支社へ乗務員職場から異動となった人に対象として話をすることになる。規模や制限などは、決めていない。元職場の行路数などとの調整がある。甲府も含め、全ての職場が該当する。

6. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、乗務する期間を明らかにすること。

組合：乗務対象となって社員は、何年間乗務をするのか。

会社：明確に決まっていない。本社からの指示もない。元職場との関係もあることから、1年で変わることもある。

組合：医的・運適はどうするのか。

会社：乗務員と同様のものを行う。

超勤を減らし  
業務量を軽減する事が最優先だ!!

7. 支社企画部門社員の業務量を軽減する考え方を明らかにすること。

組合：前項の議論から見ても、企画部門の業務量が軽減するとは思えない。具体的にどのようにするのか。

会社：全体で仕事を分散して減らす。対象者に負担が偏らないようにする。仕事を分担していくのが、グループリーダーの役割であり、行っていく。

組合：36交渉でも同じことを言っている。現行出来ていないのに、出来るとは思わない。具体的に示してほしい。

会社：業務削減は、支社の課題である。ITを活用し、共有できるものとなくせるものを検討している。

8. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、安全レベルを低下させずに乗務できる根拠を明らかにすること。

組合：支社企画部門社員が乗務することで、安全レベルが低下してしまうと考えている。安全性を維持・向上出来る根拠は？

会社：必要な訓練や週3回乗務するので安全レベルは低下しないと考えている

説明で明らかになったことを職場現実と照らし合わせ  
乗務労働の特殊性を堅持し働きやすい職場を創り出そう!!